

帯広大谷短期大学ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）が、建学の精神に立脚し、憲法、教育基本法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等に掲げる人権尊重と両性の平等の精神に則り、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合、適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、本学における教育研究、修学及び就労上の公正の確保並びに学生及び教職員の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等をいう。
- (2) セクシャル・ハラスメントとは、教職員又は学生等による他の教職員若しくは学生等、又はその他の関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者による教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、教職員又は学生等による、本学における職務上、修学上又は研究上の優越的地位を不当に利用して、他の教職員若しくは学生等又は、その他の関係者の職務上、修学上若しくは研究上の権利を侵害し、又は人格を辱める言動並びに関係者による、本学における研究上の優越的地位を不当に利用して、教職員及び学生等の職務上、修学上若しくは研究上の権利を侵害し、又は人格を辱める言動のうち、セクシャル・ハラスメント以外のものをいう。
- (4) パワー・ハラスメントとは、職務上もしくはその他の地位や人間関係などの優位性を利用して、適正な範囲を超えて指導や注意を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与え、相手の就労上もしくはその他の利益や人格、尊厳を侵害する言動または職場やその他の環境を悪化させる言動をいう。
- (5) その他のハラスメントとは、アルコールの強制、性差別、恋愛関係における支配（デートDV）などの複合的な要素で構成されるハラスメントのことをいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントのため教職員の職務上又は学生等の修学若しくは研究上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が職務上の不利益を受け、学生等が修学上又は研究上の不利益を受けることをいう。
- (7) 教職員とは、本学において就業する者をいう。
- (8) 学生等とは、本学学生、聴講生、科目等履修生をいう。
- (9) 関係者とは、学生等の保護者、関係業者、その他職務上、修学上又は研究上の関係を有する者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、本学における最終的な責任を負うものとする。

(学科長の責務)

第4条 学科長は、当該学科等におけるハラスメントの防止のため、第7条に規定するハラスメント防止対策委員会との連携を図りつつ、教職員及び学生等に対する指導・啓発等を行うものとする。

(教職員及び学生等の責務)

第5条 教職員及び学生等は、別に定める指針（ハラスメント防止ガイドライン）に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 本学の教職員及び学生等のうち、役職者・管理職等、教職員等を監督する地位にある者及びクラス担任・指導教員等、学生等を教育指導する立場にある者は、日常の指導等により、ハラスメントが起こらないよう注意を促すとともに、万一、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(教職員・学生等に対する指針及び啓発)

第6条 本学は、ハラスメントを防止し及び排除するために、本学の教職員・学生等が、認識すべき事項並びにハラスメントが発生した場合における具体的対応等について、指針（ハラスメント防止ガイドライン）を定めるものとする。

- 2 本学は、前項の指針（ハラスメント防止ガイドライン）を本学の教職員・学生等に対し周知徹底し、啓発指導を行うものとする。

(ハラスメント防止対策委員会)

第7条 本学に、ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置き、当該防止対策委員会は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施すること。
 - (2) ハラスメントに起因する問題の解決に関し、第13条に規定する相談員会議に対し指導又は助言すること。
 - (3) ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査すること。
 - (4) ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに、教職員、学生等及びその他関係者への指導・啓発等に関し、学長室、学科長、事務局又は学生支援委員会へ要請すること。
 - (5) ハラスメントに起因する問題に係る教職員、学生等及び関係者に対する必要な身分上の措置等に関し、関係学科長等へ要請すること。
 - (6) 第3号の調査の結果等について、相談者に報告すること。
 - (7) その他、ハラスメントの防止等に関し必要な業務に関すること。
- 2 防止対策委員会は、前項に規定する業務を行うにあたり、必要に応じ、学長に報告するものとする。

(防止対策委員会の組織)

第8条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長

- (2) 教育・研究担当副学長
 - (3) 事務局総務課長
 - (4) 教務委員会委員長
 - (5) 学生支援委員会委員長
 - (6) その他、学長が指名する者 若干名
- 2 前項第6号の室員は、学長が委嘱する。
 - 3 第1項第6号の室員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
 - 4 防止対策委員会に委員長を置き、第1項第2号に掲げる者をもって充てる。
 - 5 委員長は、防止対策委員会の業務を統括する。
 - 6 委員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 防止対策委員会に副委員長を置き、委員長が指名した者をもって充てる。
 - 8 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 9 委員が、当該苦情・相談の当事者からの相手方となっている場合には、該当事案に関係のある委員会審議等には、出席できないものとする。また、当該苦情・相談の当事者との間において、利害関係がある場合には、委員を解任の上、交替するものとする。

(会議)

第9条 防止対策委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 防止対策委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 防止対策委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(相談員)

第10条 本学に、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下、「苦情相談」という。）に対応するため、ハラスメント相談員（以下、「相談員」という。）を置き、当該相談員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情相談を受け付けること。
 - (2) 前号の苦情、相談の内容を、次条第3項に規定する相談員会議議長に報告すること。
 - (3) 必要に応じ、当事者等に事実確認を行うこと。
 - (4) 必要に応じ、当事者に対してあっせんを行うこと。
- 2 相談員は、本学教職員のうちから学長が、数名を指名するものとする。
 - 3 前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関する識見を有する学外者を相談員に加えることができる。
 - 4 相談員は、学長が委嘱する。
 - 5 相談員の任期は2年とする。ただし、第3項に規定する相談員の任期は、1年とする。
 - 6 相談員は、再任されることができる。

(苦情相談の窓口)

第11条 苦情相談を申し出る窓口は、別に定める。

(苦情相談の対応)

第12条 前条に規定する窓口において苦情相談を受け付けた者は、直ちに相談員に報告しなければ

ばならない。

- 2 前項の報告を受けた相談員は、苦情相談を申し出た者が、あらかじめ特定の相談員を指定したときは、これを尊重する。
- 3 相談員は、苦情相談に応じ、必要な調査を行い適切な助言、指導、調整等を行うとともに、相談記録を作成する。
- 4 相談員は、苦情相談に際し、当該事案の調査、助言、指導、調整等が困難であると判断したときは、防止対策委員会委員長にその旨を報告する。

(相談員会議)

第 13 条 苦情・相談への対応を適切かつ円滑に行うための、ハラスメント相談員会議（以下、「相談員会議」という。）を置く。

- 2 相談員会議は、防止対策委員会委員長及び相談員をもって組織し、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 苦情・相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずること。
 - (2) 苦情・相談の事例を研究すること。
 - (3) ハラスメントの防止等のために参考となる情報を防止対策委員会へ提供すること。
 - (4) ハラスメント起因する問題に係る事実関係の調査を防止対策委員会へ要請すること。

- 3 相談員会議に議長を置き、防止対策委員会委員長をもって充てる。

(調査委員会)

第 14 条 防止対策委員会委員長は、ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するため、当該問題毎に防止対策委員会に、ハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を置くものとする。ただし、次条第 1 項の規定により当該事実関係の調査を、弁護士に委任する時は、これを置かないことができる。

- 2 調査委員会は、5 名以上の委員で組織する。
- 3 委員は、学長が委嘱する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において、利害関係があるものを委員に委嘱することができない。
- 4 学長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになった時は、直ちに、当該委員の委嘱を解くものとする。
- 5 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。
- 6 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 7 防止対策委員長は、当該ハラスメントに起因する問題が解決した時は、調査委員会を解散するものとする。

(弁護士への調査委任)

第 15 条 防止対策委員長が必要と認める時には、事実関係の調査を弁護士に委任することができる。

- 2 前項の委任を行う時は、あらかじめ学長の同意を得なければならない。

(守秘義務)

第 16 条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、委任遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第 17 条 教職員及び学生等は、苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第 18 条 防止対策委員会及び相談員会議に関する事務は、事務局総務課及び学務課において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、2014（平成 26）年 4 月 1 日から実施する。
- 2 帯広大谷短期大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 13 年 4 月 1 日制定）並びに帯広大谷短期大学セクシャル・ハラスメント対策委員会及び同セクシャル・ハラスメント審査会に関する要綱（平成 13 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から実施する。